

(未定稿)

インボイス制度に係る 令和5年度税制改正(案)の解説

令和5年2月

財務省主税局税制第二課

① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（案）

「2割特例」

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

「少額特例」

③ 少額な返還インボイスの交付義務免除（案）

④ 登録制度の見直し（案）と手続の柔軟化

① 2割特例

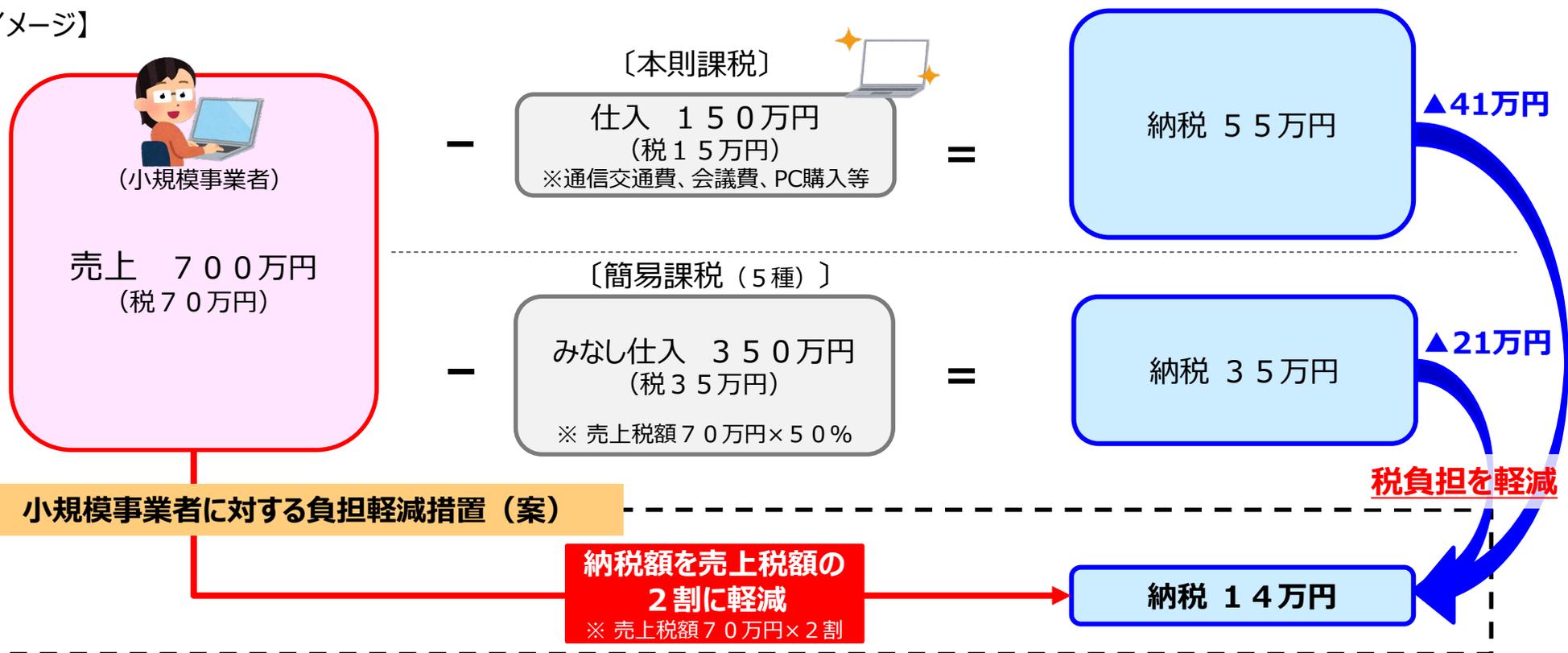
小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）

○ 免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間**講ずることとする。

○ これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。

※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

2割特例の適用対象期間

① 個人事業者

- 個人事業者は、**令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告**までの**4回分の申告**において適用が可能。



② 法人（3月決算の場合）

- 3月決算法人は、**令和5年10～翌3月の申告から令和8年度の申告**までの**4回分の申告**において適用が可能。

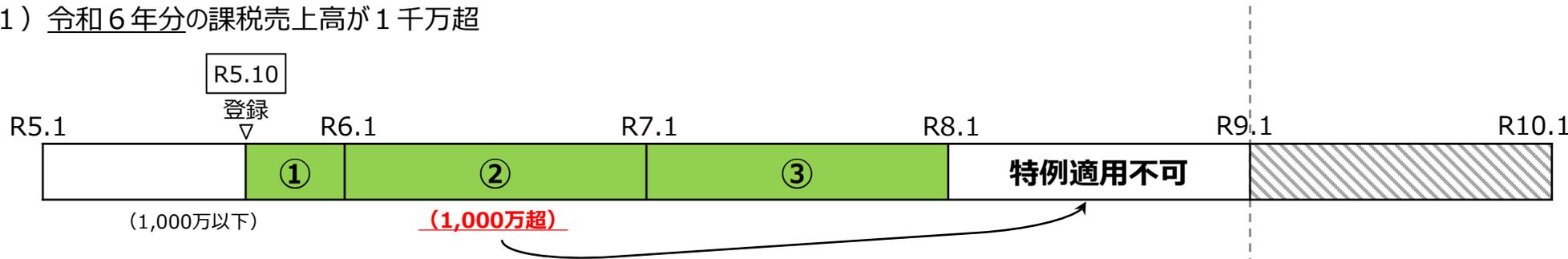


2割特例の適用対象者

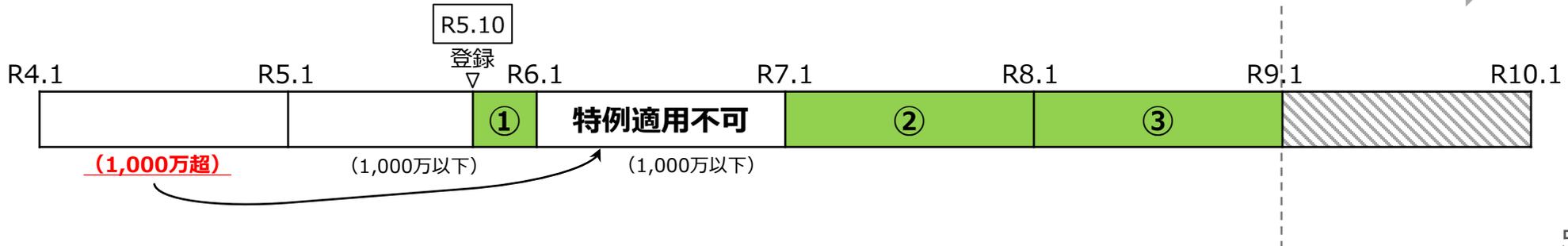
- おおまかに言えば、**インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった者が**2割特例の対象。
 - したがって、**基準期間（2年前）の課税売上高が1千万を超える場合**や資本金1千万以上の新設法人である場合、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った場合など、**インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合**については、2割特例の対象外※。
- ※ その他、課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合等についても2割特例の適用対象外となる。

【個人事業者の、基準期間（2年前）の課税売上高が1千万を超える場合】

(例1) 令和6年分の課税売上高が1千万超



(例2) 令和4年分の課税売上高が1千万超



2割特例の計算方法と納税額のイメージ

○ みなし仕入率が80%である場合の「**簡易課税制度**」と同じ計算方法。

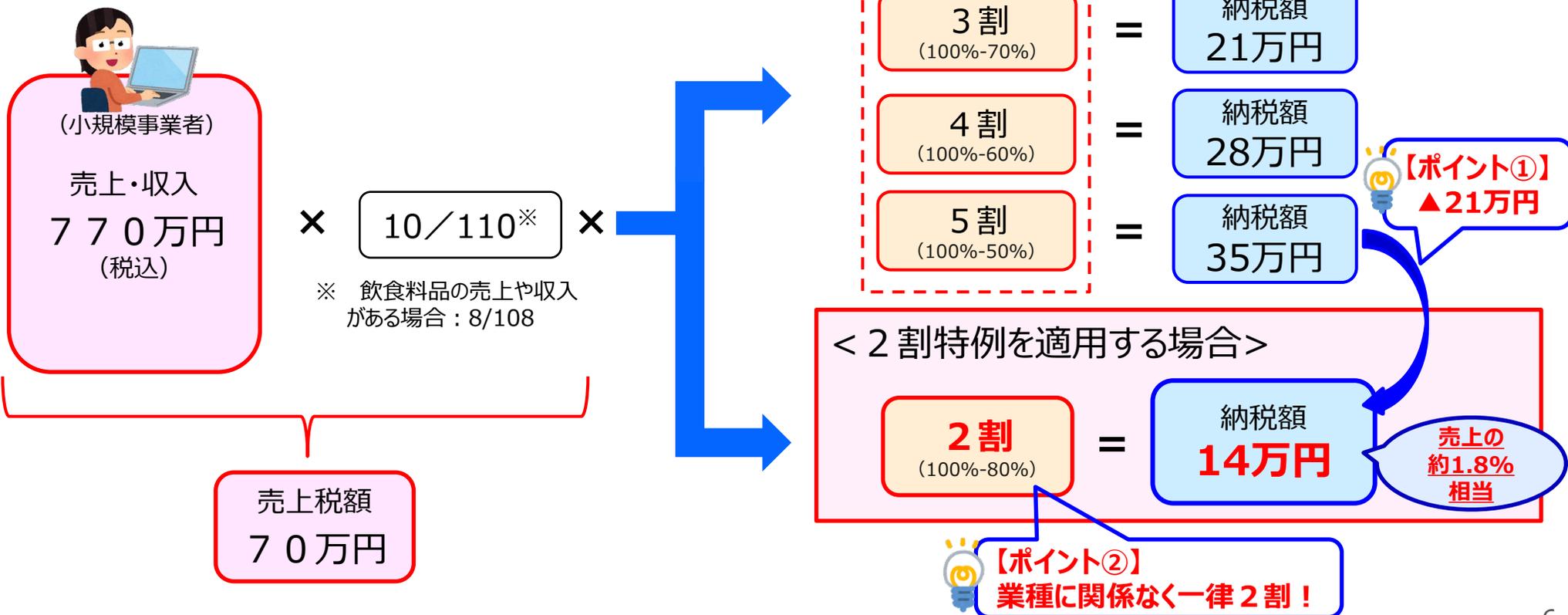
○ 簡易課税による簡便さに加え、

【ポイント①】 **税負担が軽減**される。

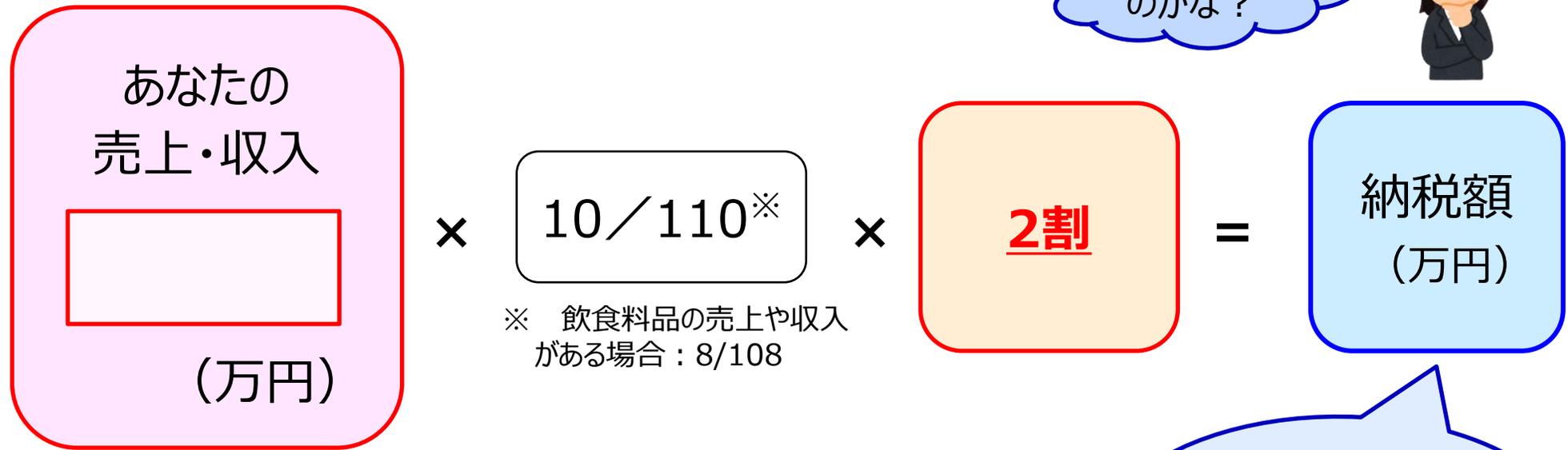
【ポイント②】 **業種を把握**※することや、**支払を管理する必要がなくなる**。

※ 2割特例は業種を把握する必要はないが、簡易課税は、業種（1～6種）を判断・把握し区分する必要がある。

【2割特例と簡易課税との比較】



2割特例を使った実際のシミュレーション



〔留意点〕

- 請求書や支払いを受ける際に受け取った明細に税率や税額の記載があるものを集計（給与収入を除く必要）
- このほか、事業用の不用品（パソコンなど）の売却収入なども含まれる
- 飲食料品の売上や収入がある場合は、税率ごとに区分する必要

**売上の
約1.8%相当**

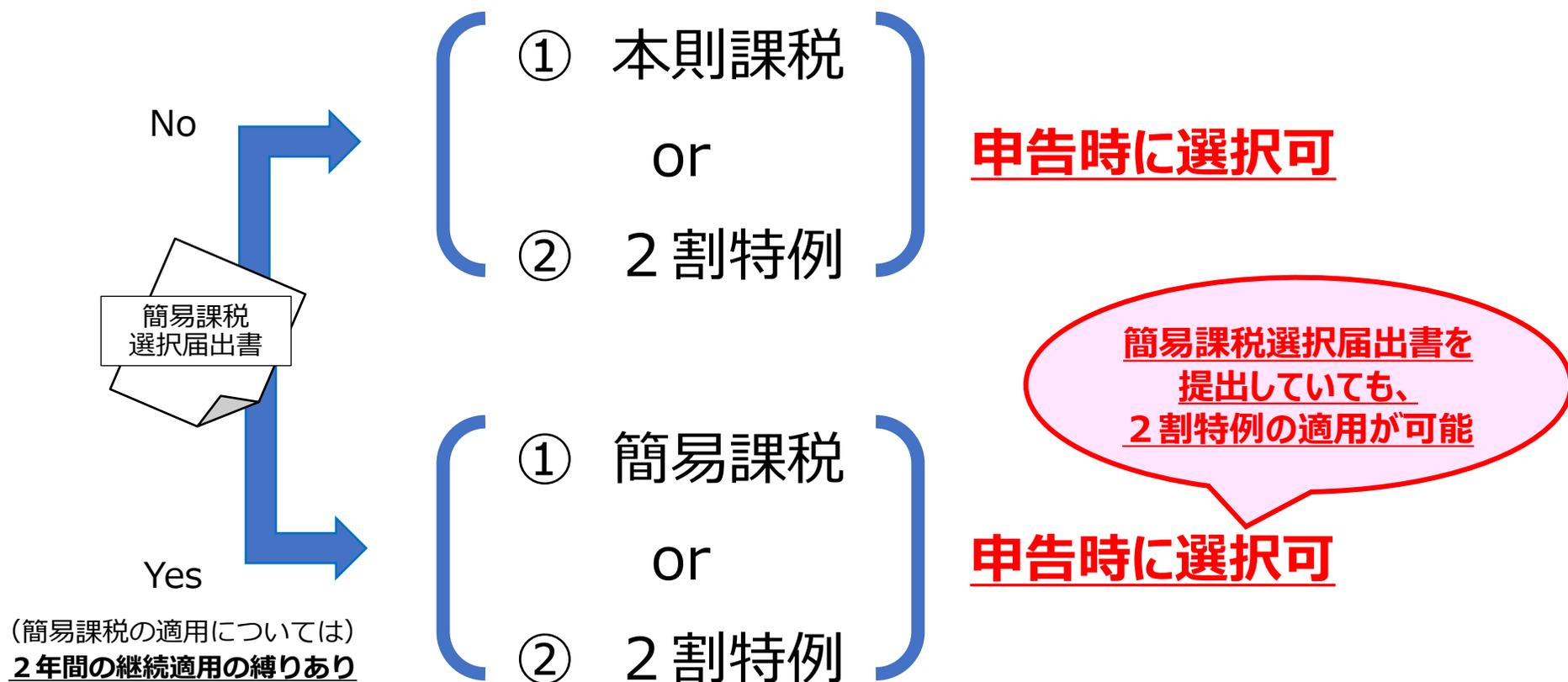
※ **飲食料品の場合
約1.5%相当**



適用に当たっての手續と申告時の選択適用

- 適用に当たっての手續は、**確定申告書に付記**する（チェックを付ける）のみで、**事前の届出が不要**。
- したがって、**申告時に、【本則課税 or 2割特例】**又は**【簡易課税 or 2割特例】**の選択が可能。

【申告時における選択適用のイメージ】

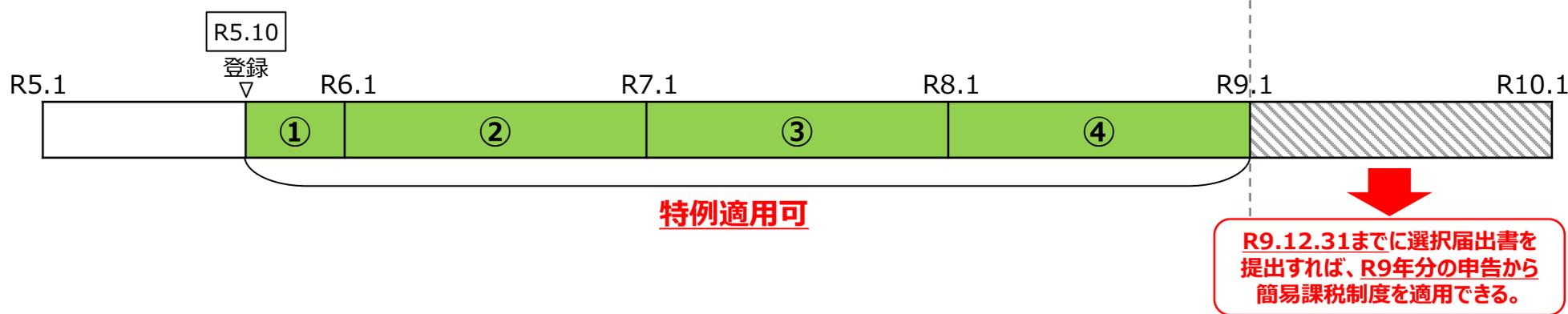


※ ただし、①②の両方を計算する必要はなく、②の方が明らかに有利な場合は①を計算する必要はない。

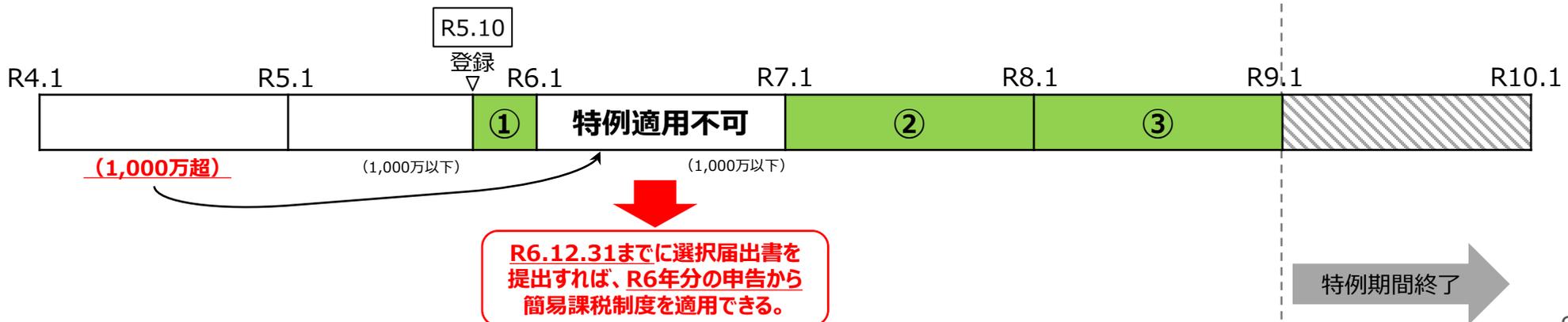
簡易課税制度への移行措置

- 2割特例は、3年間の経過措置として講じられるものだが、その特例期間終了後等においてもスムーズに制度対応できるよう、**簡易課税制度の届出についても特例を設ける**こととされている。
- 具体的には、2割特例の適用を受けた課税期間の**翌課税期間中に、簡易課税制度の選択届出書を提出**したときは、その**提出した日の属する課税期間から**簡易課税制度を適用できることとなる。

【個人事業者が3年間の経過措置期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合】



【個人事業者の、基準期間における課税売上高が1千万を超える課税期間がある場合】



業種区分が不要

申告時に選択適用が可能

事前の届出が不要

納税額を簡単に算出でき、価格交渉
する際の金額の程度がより明確になる

売上税額のみから計算が可能

仕入れに係る帳簿やインボイスの
保存・管理が不要

2割特例のメリット

簡易課税のメリット

② 少額特例

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【見直し案】

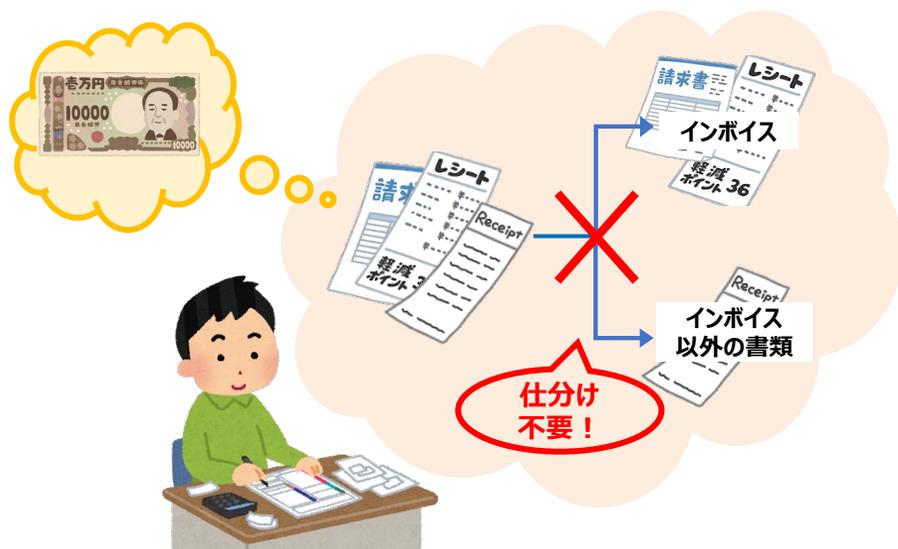
- **基準期間**（前々年・前々事業年度）における**課税売上高が1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間**、**1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

【対象となる事業者の範囲】

全事業者の90.7%が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者のみ**を対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計



第二 令和5年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

（国 税）

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

○ 消費税法基本通達

（支払対価の額の合計額が3万円未満の判定単位）

11-6-2 令第49条第1項第1号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合」に該当するか否かは、一回の取引の課税仕入れに係る税込みの金額が3万円未満かどうかで判定するのであるから、課税仕入れに係る一商品ごとの税込金額等によるものではないことに留意する。

インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答①

問11. 1万円を判定する取引単位を教えてください。例えば、9,000円の商品と8,000円の商品を同時に購入した場合（合計17,000円）、少額特例の対象になりますか。

(答)

少額特例の判定単位は、課税仕入れに係る 1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定することとなります。

ご質問の場合、17,000円の取引となりますので、少額特例の対象とはなりません。

問12. 月額200,000円（稼働日21日）で個人事業者に外注を行っています。稼働日で按分すると1万円未満となりますが、少額特例の対象になりますか。

(答)

少額特例の判定単位は、一回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定することとなるため、役務の提供である場合には、通常、約した役務の取引金額によることとなります。

ご質問の場合、月単位での取引（200,000円の取引）と考えられますので、少額特例の対象とはなりません。

③ 少額な返還インボイス
の交付義務免除（案）

少額な返還インボイスの交付義務の見直し（案）

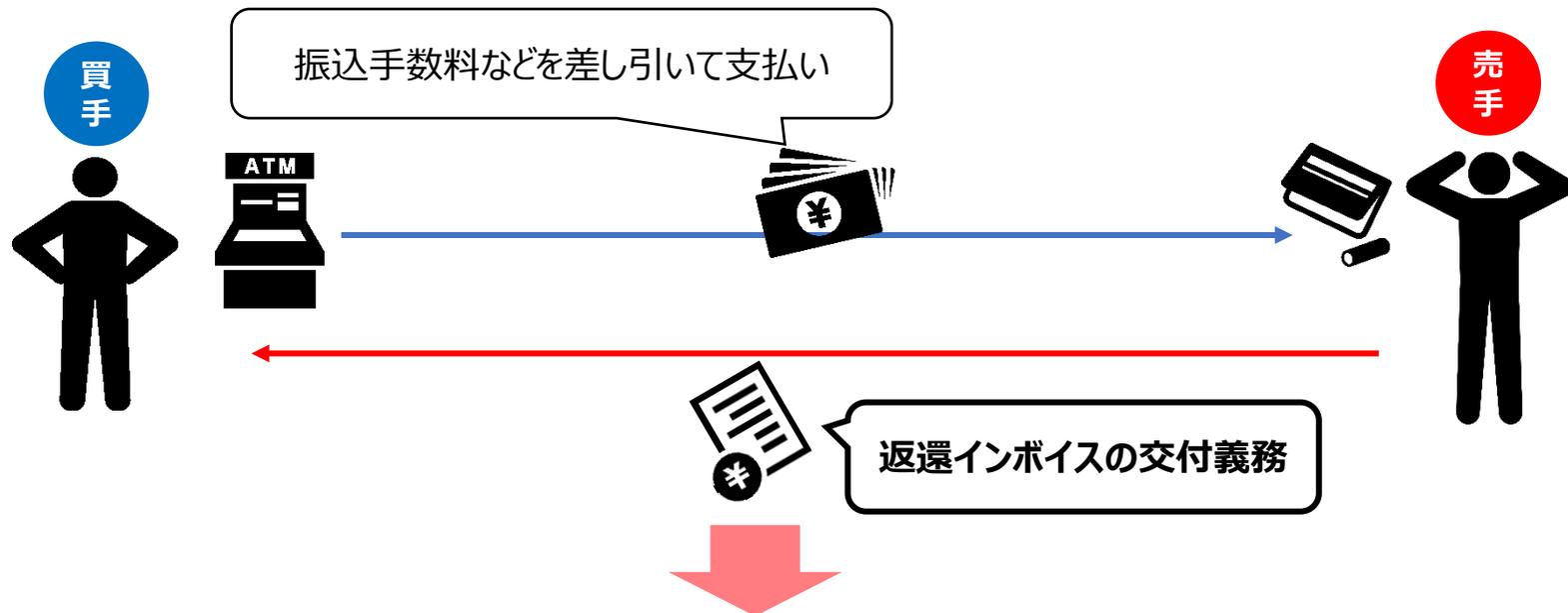
○ インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課される**こととなる。

○ この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。

※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【見直し案】

○ 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要**とする。



問18. 売り手が負担する振込手数料を、会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等と取り扱うことはできますか。

(答)

ご質問のとおり取り扱って差し支えありません。なお、消費税法上、売上値引きとして処理する場合には、対価の返還等の元となった適用税率（判然としない場合には合理的に区分）による必要があるほか、帳簿に対価の返還等に係る事項（※）を記載し、保存することが必要となりますので、ご留意ください。

※ ご質問のように、帳簿上、支払手数料として処理していたとしても、当該支払手数料を対価の返還等として取り扱うことが要件設定やコード表、消費税申告の際に作成する帳票等により明らかであれば問題ありません。

～売主負担の振込手数料について～

下請法知っておきたい豆情報 その4（公正取引委員会）より抜粋

Q 下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際に、親事業者が注意すべき点は？

下請法は、第4条1項3号において「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」を**禁止**しています。そして、下請代金の額を「減ずること」の1つの類型として「下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと。」があります。したがって、**発注前に書面で合意がない場合に振込手数料を下請代金の額から差し引くことも下請代金の減額に該当しますが、発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合であっても、親事業者が負担した実費の範囲を超えた額を当該手数料として差し引いて下請代金を支払うと、下請代金の減額に該当**することになります。

(中略)

ポイントは、**①発注前に書面で合意すること、②親事業者が負担した実費の範囲内での差引きに限る、の2点**です。

令和2年6月18日に勧告が行われた株式会社AAに対する件においては、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、AAが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金から差し引いていたことが下請代金の減額に当たるとされました。

④ 登録制度の見直し（案）
と手続の柔軟化

適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し（案）

【見直し案】

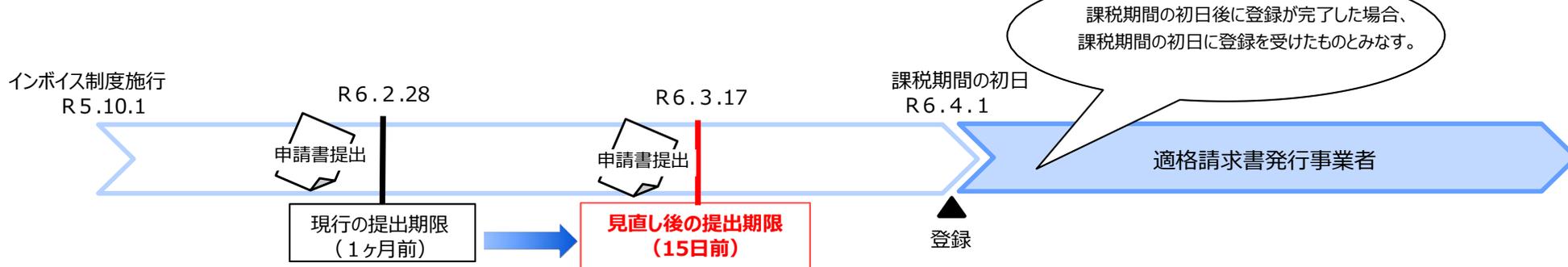
○免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日まで（現行1ヶ月前まで）に申請書を提出しなければならないこととする。

※登録を取消す場合の届出書の提出期限についても、同様の見直しを行う。

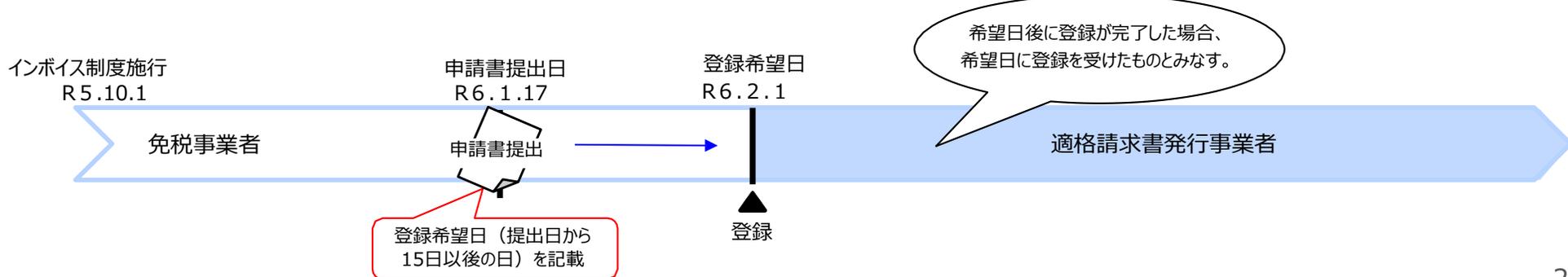
○令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日（提出日から15日以後の日）を記載するものとする。

○また、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなすこととする。

① 課税期間の初日から登録を受けようとする場合（例：3月決算法人）



② 経過措置により課税期間の途中（登録希望日）から登録を受けようとする場合



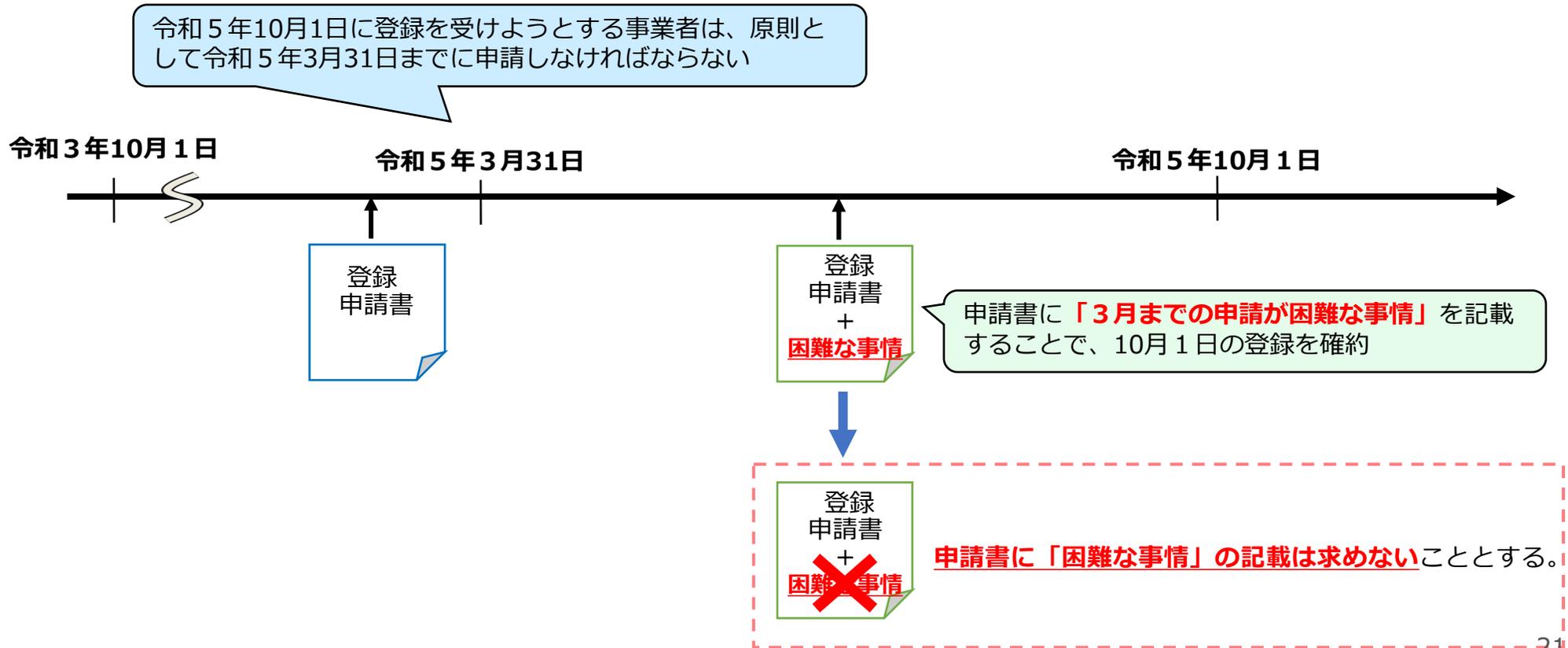
登録申請手続の柔軟化

(現行)

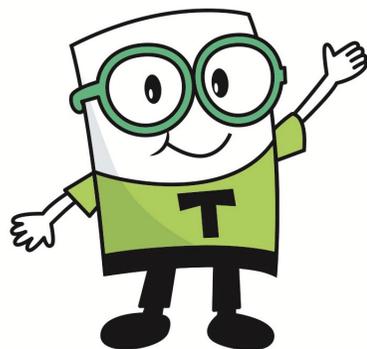
- インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出しなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられている。

(柔軟な対応)

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めることはせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととする。



本日のご説明の内容は、
財務省HPからもご覧いただけます。



詳しくはこちら

財務省 インボイス



財務省
特設サイト



よくある質問
とその回答